

奈良市公報

第 2 6 6 号

平成23年3月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 総合評価落札方式一般競争入札の実施…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 3
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施…………… 5
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 平成22年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 8
- 平成23年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 地区計画の案の公衆縦覧（4件）…………… 8
- 地区計画の変更案の公衆縦覧…………… 9
- 地区計画の案の公衆縦覧……………10
- 町の区域の変更……………10
- 住居番号の設定……………10
- 平成22年度軽自動車税納税通知書の公示送達……………10
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定……………10
- 放置自転車等の保管……………11
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）…11
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………12
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画の変更……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 平成22年度市・県民税納税通知書の公示送達……………13
- 一般競争入札の実施（3件）……………13
- 行旅死亡人の取扱い……………17
- 放置自転車等の保管……………17
- 放置自転車等の処分……………17

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………17

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………18

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧……………18
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………19

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………19

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………19

告 示

奈良市告示第64号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を付しますの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）
第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称) 富雄第三小中学校施設整備工事
Ⅱ期
- (2) 工事場所 奈良市帝塚山南二丁目11番1号
- (3) 工事概要 建築主体工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
外構工事一式
昇降機設備工事一式
- (4) 工事期間 契約の日から平成24年3月16日までとする。
- (5) 予定価格 1,116,710千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 871,033千円（消費税及び地方消費税を除く。）

* 本入札に関しては、最低制限価格を設定しているため開札前に97.0%～99.9%を乗じる抽選は行いません。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
（ア）一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

<p>(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）</p> <p>(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 技術提案書の提出 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。 ア 施工計画について イ 企業の施工能力等について</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成23年2月1日から平成23年4月15日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課 なお、設計図書等は、電子入札システムでダウンロードできます。</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所 入札室 平成23年4月18日 午前9時30分</p> <p>5 技術提案書の提出期限等</p> <p>(1) 提出期限 平成23年3月14日午後4時まで</p> <p>(2) 提出場所 奈良市総務部契約室工事検査課</p> <p>(3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、電子データ（PDFファイル）も提出してください。）</p> <p>(4) 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提</p>	<p>案書在中」と明記し、併せて工事名・会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間 平成23年2月1日から2月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成23年2月14日</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成23年4月8日から4月15日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>8 入札参加申請</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等） カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）</p> <p>(2) 入札参加申請方法 平成23年2月1日から2月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工</p>
--	---

事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年2月14日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を28点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (20点)	工程管理	工事の施工手順及び工期設定が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
	品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
	施工管理	施工上留意すべき事項が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	表彰実績、ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年4月22日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとします。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成23年2月1日揭示済)

奈良市告示第65号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事（単22）菅原町地内他1箇所ほか8件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

(1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止

<p>期間中でないこと。</p> <p>(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)</p> <p>2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。</p> <p>(1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。</p> <p>(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。</p> <p>ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)</p> <p>ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)</p> <p>ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所</p> <p>告示日から平成23年2月4日までは閲覧コーナー、同月7日以降は契約課窓口</p> <p>4 開札の場所</p> <p>奈良市役所 入札室</p> <p>5 開札の日時</p>	<p>別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項</p> <p>入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札参加申請</p> <p>(郵便入札による参加者)</p> <p>入札参加を申請する者は、告示日から平成23年2月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。</p> <p>(特定建設工事共同企業体による参加者)</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)</p> <p>ウ 委任状</p> <p>エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)</p> <p>オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)</p> <p>カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)</p> <p>(2) 入札参加申請方法</p> <p>特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成23年2月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を契約課に持参してください。</p> <p>また、同じく、告示日から平成23年2月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札</p> <p>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>エ 入札書に記名押印のない入札</p> <p>オ 入札金額を訂正した入札</p>
---	--

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書（持参入札を除く。）

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年2月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成23年2月1日から2月4日まで（奈良市の休日を含め、条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成23年2月14日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成23年2月15日から開札日前日まで（奈良市の休日を含め、条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年2月1日揭示済)

奈良市告示第66号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 JR奈良駅南特定土地区画整理事業整備工事（その2）

(2) 工事場所 奈良市大森町地内他

(3) 工事概要 大森西木辻線整備 区画道路整備 宅地整備

舗装工 一式 排水構造物工 一式 道路付属施設工 一式 区画線工 一式 整地工 一式 用水工 一式 上下水道工 一式

(4) 工事期間 契約の日から平成23年3月29日までとする。

(5) 予定価格 70,120千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格 57,190千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

イ 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

オ 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。

(2) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長

に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月1日から平成23年3月18日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課

なお、設計図書等は、電子入札システムでダウンロードできます。

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成23年3月22日 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

(1) 提出期限 平成23年2月23日 午後4時まで

(2) 提出場所 奈良市総務部契約室工事検査課

(3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）

(4) 提出方法 封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名・会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

(5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年2月1日から2月4日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成23年2月7日

(3) 入札書の提出期間

平成23年3月9日から3月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は平成23年2月1日から2月4日までの午前9時から午後5時までに、電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。

9 入札参加資格の審査

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を20点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (12点)	品質管理	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	施工管理	施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	工事成績評定点
		表彰実績
		I S O 9000シリーズ、I S O 14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結	

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保
受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(2)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年3月25日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとします。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
あやめ池北幹線-153	奈良市あやめ池北二丁目539-38	奈良市あやめ池北二丁目1221-1
あやめ池南幹線-478	奈良市あやめ池南七丁目867-1	奈良市あやめ池南七丁目877-5
あやめ池南幹線-479	奈良市あやめ池南二丁目1378-23	奈良市あやめ池南二丁目1432-10
菅原幹線-12	奈良市宝来町925-2	奈良市宝来町932-10
五条幹線-224	奈良市六条一丁目795-1	奈良市六条一丁目802
高畑分水幹線-13	奈良市東紀寺町一丁目714	奈良市東紀寺町一丁目714
高畑分水幹線-14	奈良市東紀寺町一丁目714	奈良市紀寺町891-8
都跡幹線-325	奈良市柏木町256-1	奈良市八条町476-1
北永井幹線-336	奈良市鹿野園町303	奈良市鹿野園町268
帯解幹線-188	奈良市窪之庄町704-3	奈良市窪之庄町702
帯解幹線-189	奈良市窪之庄町704-5	奈良市田中町566-2
帯解幹線-190	奈良市窪之庄町300	奈良市窪之庄町653
帯解幹線-191	奈良市田中町219-10	奈良市窪之庄町106-7
帯解幹線-192	奈良市窪之庄町121-6	奈良市窪之庄町122-5

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年2月1日掲示済)

奈良市告示第68号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成23年2月1日掲示済)

奈良市告示第67号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年2月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成23年2月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年2月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市あやめ池北二丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池南二丁目、宝来町、六条一丁目、東紀寺町一丁目、柏木町、鹿野園町、窪之庄町及び田中町の各一部

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

- 平成23年2月1日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく

- ださい。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成23年2月1日揭示済)

奈良市告示第69号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成22年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成23年2月1日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃 (円)	利便性係数
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目	74.7	78-79	92,500	0.7078

(平成23年2月1日揭示済)

奈良市告示第70号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成23年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成23年2月1日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃 (円)	利便性係数
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目	74.7	78-79	91,700	0.7079

(平成23年2月1日揭示済)

奈良市告示第71号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成23年2月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成23年2月3日揭示済)

奈良市告示第72号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計

画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
二名三丁目地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名三丁目の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月4日から平成23年2月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23

年2月18日までに必着するように提出してください。
(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第73号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
秋篠町地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市秋篠町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月4日から平成23年2月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年2月18日までに必着するように提出してください。
(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第74号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
赤膚町地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市赤膚町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月4日から平成23年2月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あて

とし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年2月18日までに必着するように提出してください。
(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第75号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
（仮称）北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目及び押熊町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月4日から平成23年2月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年2月4日までに必着するように提出してください。
(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第76号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
北登美ヶ丘六丁目東地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月4日から平成23年2月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする

者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年2月18日までに必着するように提出してください。
(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第77号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
なら北法蓮町地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市法蓮町1418番1 他
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年2月4日から平成23年2月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年2月18日までに必着するように提出してください。
(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成23年2月5日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
此瀬町	和田町（一部）	和田町931、933の一部、941の1から941の4まで、942の一部、945の2から945の4まで、946 947）の一部、 948）の一部、 949の一部及び950の1から950

		の4まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部
和田町	此瀬町（一部）	此瀬町639の1の一部、643の1及び644の1の一部

別図1及び別図2省略

(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第79号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第80号

平成22年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 この納税通知書の発送年月日	平成22年5月10日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成22年5月31日
	変更後	平成23年2月21日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成23年2月4日揭示済)

奈良市告示第81号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川元庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日

有限会社 福田水道設備	代表取締役 福田 彌兵治	奈良県宇陀市 榛原区篠楽256 番地	平成23年 1月31日
----------------	-----------------	--------------------------	----------------

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第82号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年2月6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	小谷 學 奈良市月ヶ瀬尾山 2857番地	大西 重和 奈良市月ヶ瀬尾山 2360番地

2 変更の年月日

平成23年1月1日

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
------	-----	-----

代表者の氏名及び住所	上久保 秀男 奈良市月ヶ瀬桃香野 4570番地の2	紙家 光郎 奈良市月ヶ瀬桃香野 1145番地
------------	---------------------------------	------------------------------

2 変更の年月日

平成23年1月1日

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	仲谷 英樹 奈良市月ヶ瀬長引309 番地の1	福西 良実 奈良市月ヶ瀬長引503 番地の4

2 変更の年月日

平成23年1月1日

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	浦久保 巧 奈良市月ヶ瀬嵩280 番地	上岡 和富 奈良市月ヶ瀬嵩242 番地

2 変更の年月日

平成23年1月1日

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	稲葉 耕一 奈良市月ヶ瀬石打2824番地	溝端 平市 奈良市月ヶ瀬石打2804番地

2 変更の年月日

平成23年1月1日

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中西 優 奈良市月ヶ瀬月瀬321番地の1	久保 均 奈良市月ヶ瀬月瀬200番地

2 変更の年月日

平成23年1月1日

(平成23年2月7日揭示済)

奈良市告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
利森 友香		柔道整復	平成23年2月1日
フェイス整骨院（利森 友香）	奈良県奈良市大宮町四丁目270-10ルデパール新大宮1F		
津田 明		柔道整復	平成23年1月6日
津田整骨院（津田 明）	奈良県奈良市二名三丁目1026-6		

(平成23年2月8日揭示済)

奈良市告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山本 隆生		柔道整復	平成22年12月31日
山本整骨院（山本 隆生）	奈良県奈良市西大寺南町3-15-102		

(平成23年2月8日揭示済)

奈良市告示第91号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年2月8日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年2月8日揭示済)

奈良市告示第92号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年2月10日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 仲川 元庸

- 変更に係る予定処理区域
奈良市公共下水道（大和川第一処理区）
- 変更に係る工事完了の予定年月日
平成30年3月31日
- 縦覧期間
平成23年2月10日から平成23年2月24日まで
- 意見申出の要領
この事業計画について意見を申し出ようとする者は、

奈良市建設部下水道室下水道建設課に平成23年2月24日までに申し出てください。

- 5 変更に係る事業計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部下水道室下水道建設課
(平成23年2月10日揭示済)

奈良市告示第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年2月14日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年12月17日 奈良市指令都整開 第10A-29号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年2月14日 第1250号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市高畑町608番1及び608番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県奈良市白毫寺町213-6 朝日プラザ高畑町509 太田 治朗
(平成23年2月14日揭示済)

奈良市告示第94号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月14日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年2月14日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年2月14日揭示済)

奈良市告示第95号

平成22年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年2月14日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成23年1月25日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成23年2月14日揭示済)

奈良市告示第96号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年2月15日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項
奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務委託ほか1件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 設計図書等を示す日時及び場所
 - 日時
告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - 場所
告示日から平成23年2月18日までは閲覧コーナー、同月21日以降は契約課窓口
- 開札の場所

<p>奈良市役所 入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留 (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成23年2月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成23年2月21日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部契約室契約課</p>	<p>電話 0742-34-4743 別表省略 (平成23年2月15日揭示済)</p> <p>奈良市告示第97号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。 平成23年2月15日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 工事名 大安寺第1処理分区分渠改築工事（公19）高畑町地内 (2) 工事場所 奈良市高畑町地内 (3) 工期 契約の日から平成23年3月25日まで (4) 工事概要 自立管の反転工法又は形成工法による合流式下水道管渠の管渠更生工（既設管径600mm 延長 L=342.05m） (5) 予定価格 74,351千円（消費税及び地方消費税を除く。） (6) 最低制限価格 59,930千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。 (1) 奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店又は営業所を有している者 (2) 告示日において、財団法人日本下水道新技術推進機構から建設技術審査証明を受けた下水道管渠の更生工法のうち、自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属する者であること、又は告示日以前において、下水道管渠の更生工法のうち、自立管の反転工法若しくは形成工法に係る工事を元請として単独若しくは特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として施工実績を有する者であること。 (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p>
---	--

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月15日から平成23年3月18日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課。なお、設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年3月22日 午前10時15分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 下水道管渠の更生工法のうち、自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属することが確認できる書類（協会員証等の写し）又は下水道管渠の更生工法のうち、自立管の反転工法又は形成工法の元請としての施工実績が確認できる書類（契約書等の写し）

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年2月15日から2月28日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年3月8日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年3月18日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

（平成23年2月15日揭示済）

奈良市告示第98号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年2月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 JR奈良駅東口昇降施設上屋整備工事

(2) 工事場所 奈良市三条本町地内

(3) 工期 契約の日から平成23年3月29日まで

(4) 工事概要 建築主体工事一式
電気設備工事一式

(5) 予定価格 108,520千円（消費税及び地方消費税を

<p>除く。)</p> <p>(6) 最低制限価格 93,777千円（消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における建築一式工事の総合評定値が850点以上であること。</p> <p>(2) 社団法人日本鉄道施設協会認定の工事管理者等の資格を有し、西日本旅客鉄道株式会社が行う講習を受講している工事管理者、保安管理者及び社団法人日本鉄道施設協会が認定する列車見張員を必要に応じて配置できること。</p> <p>(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。 ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成23年2月15日から平成23年3月18日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課。なお、設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成23年3月22日 午前10時00分</p> <p>5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>6 入札参加申請</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 一般競争入札参加申請書</p>	<p>イ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し ウ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等） エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>(2) 入札参加申請方法 平成23年2月15日から2月28日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。</p> <p>7 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成23年3月8日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留 (2) 入札書の到達期限 平成23年3月18日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 入札回数 1回 (5) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。</p> <p>9 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。</p>
--	---

- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。
- (5) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743
(平成23年2月15日揭示済)

奈良市告示第99号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき平成22年12月18日次の行旅死亡人を取り扱いましたので、心当たりの方は保護第一課まで申し出て下さい。
平成23年2月15日
奈良市長 仲川元庸

発見日時	平成22年12月18日 午後1時55分
発見場所	奈良市大宮町三丁目4番21号 グリーンフィール大宮1階パイプスペース内
本籍	不詳
住所	不詳
氏名	不詳
年齢	50歳から70歳くらい
性別	男性
死亡日時	平成22年12月上旬頃
人相・特徴	身長約166cm、痩せ型
着衣	
遺留物件	馬券、車券（それぞれ数枚）

(平成23年2月15日揭示済)

奈良市告示第100号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成23年2月15日
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年2月15日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅

周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年2月15日揭示済)

奈良市告示第101号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。
平成23年2月15日
奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成23年2月28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年11月1日、同月4日から同月5日まで、同月8日、同月12日から同月13日まで、同月16日、同月18日、同月25日から同月26日まで及び同月29日
(平成23年2月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第4号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成23年2月1日
奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内法蓮町地内ほか4件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定 の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証 金を納付したことを確認できる書類の同封がされて いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した 入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法 によらない入札書等、期限までに到達しなかった入 札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年2月4 日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日 を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後 1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書 を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局 入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知 後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、 入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年2月7日までに入札参加申請者に通知しま す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈 良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成23年2月1日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第2号

平成23年2月定例会教育委員会を次のとおり開催します ので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員 会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年2月2日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日 時

平成23年2月8日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市立都跡中学校 2階会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成22年度3月補正予算要求について

議 事

議案第49号 奈良市指定文化財の指定について

議案第50号 平成23年度奈良市教育目標について

議案第51号 奈良市立都南中学校に学校運営協議会を設 置し、コミュニティ・スクールに指定する ことについて

議案第52号 平成23年度奈良市立学校の教材使用の承認 について

議案第53号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委 員の委嘱について

議案第54号 奈良市青少年児童会館条例について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

1月～2月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで で、定員は15名です。

（平成23年2月2日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

平成23年1月1日現在で調製した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成23年2月23日から平成23年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年2月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成23年2月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成23年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年3月3日から平成23年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年2月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成23年2月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年3月3日から平成23年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年2月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成23年2月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会平成23年2月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年2月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩原 征二

1 日時
平成23年2月14日（月） 午後1時30分

2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

- 3 審議案件
- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
 - (8) 知事許可について（1月許可分）
 - (9) 非農地証明について（1月分）
- (平成23年2月7日揭示済)